

川崎市計画相談支援コーディネート業務プロポーザル評価基準

川崎市計画相談支援コーディネート業務受託予定法人については、次の基準により選定するものとする。

1 各項目と配点比率

	評価項目	評価の着目点	評価	傾斜	配点
1	事業所運営の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において指定特定相談支援事業所の運営実績があるか。 ・指定特定相談支援事業所の運営の方針、収支の計画に関する考え方方が適当であるか。 	10	1	10 点
2	本市の相談支援体制の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の障害者の相談支援体制に対する理解があるか。 ・本市の計画相談支援・セルフプランの状況に対する理解があるか。 	10	1	10 点
3	業務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市計画相談支援コーディネート業務の役割を理解し、適切な運営方針となっているか。 ・地域の指定特定相談支援事業所、区役所障害者支援担当部署、障害者相談支援センター、地域リハビリテーションセンター等の関係機関との連携の実績があるか。 <p>※実施地域を問わない。</p>	10	5	50 点
4	適正な業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する考え方と取組が適切であるか。 ・苦情解決体制が適切であるか。 ・公平中立性の確保に関する考え方と取組が適切であるか。 	10	1	10 点
5	職員配置、人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の相談支援に関する実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。 ・法人内・事業所内における人材育成、職員の質の確保に関する取組みが適切かどうか。 	10	2	20 点
合 計					100 点

2 各配点の考え方

評価	特に 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	10	8	6	4	2	0

3 採点基準

(1) 配点

1出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点とする。

4 選定方法

(1) 提案者が1法人である場合

基準点を満たした場合、選定予定法人とする。

(2) 提案者が2法人以上である場合

基準点を満たし、かつ総合計点が最も高い得点を得た法人を本業務の選定法人とする。

同点の法人がある場合は、評価項目「3 業務実施」の点数がより高い法人を選定法人とする。

それでも同点の法人がある場合は、出席委員による審議により選定する。